

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（夫婦、長女及び原発事故後に出生した長男）について、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に転居する予定であったことを考慮して、それぞれ平成24年9月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（緊急時避難準備区域を基準とする平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料は賠償済み）の賠償が認められたほか、申立人夫婦及び申立人長女についてはそれぞれ生活基盤変容による精神的損害75万円（中間指針第五次追補の定める避難指示解除準備区域についての目安額250万円の3割）、申立人長男については生活基盤変容に準じる精神的損害（東京電力令和5年3月27日付けプレスリリースに従い出生月から平成29年3月まで月額3万円で計算した金額の3割）の賠償が認められるなどした事例。

（全部）和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1（以下「申立人1」という。）、同X2（以下「申立人2」という。）、同X3（以下「申立人3」という。）及び同X4（以下「申立人4」といい、申立人4名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金1427万5962円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、金295万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年12月19日

（仲介委員 本山 正人）

(別紙)

損害項目	期間	金額
(1) 申立人1の日常生活障害 慰謝料の基礎額分	自 平成24年9月1日 至 平成30年3月31日	201万円
(2) 申立人2の日常生活障害 慰謝料の基礎額分		201万円
(3) 申立人3の日常生活障害 慰謝料の基礎額分		201万円
(4) 申立人4の日常生活障害 慰謝料の基礎額分		201万円
(5) 申立人2の日常生活障害 慰謝料の増額分(懐妊中だったことによる増額・中間 指針第五次追補第2の4)		30万円
(6) 申立人2の日常生活障害 慰謝料の増額分(乳幼児の 世話をを行ったことによる増 額・中間指針第五次追補第 2の4)	自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日	83万円
(7) 申立人らの日常生活障害 慰謝料の増額分(家族別離 が生じたことによる増額・ 中間指針第五次追補第2の 4)	自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日	54万円
(8) 申立人1の生活基盤変容 による精神的損害(中間指 針第五次追補第2の2)		75万円
(9) 申立人2の生活基盤変容 による精神的損害(中間指 針第五次追補第2の2)		75万円
(10) 申立人3の生活基盤変容 による精神的損害(中間指 針第五次追補第2の2)		75万円
(11) 申立人4の生活基盤変容 に準じる精神的損害(中間 指針第五次追補第2の2)	自 平成23年6月18日 至 平成29年3月31日	63万円

(別紙)

損害項目	期間	金額
(12) 申立人 1 の自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第 3）	自 平成 2 3 年 4 月 2 3 日 至 平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日	2 0 万円
(13) 避難費用（宿泊費）	自 平成 2 4 年 9 月 1 日 至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日	9 万 5 0 0 0 円
(14) 避難費用（家族間交通費）	自 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日	7 0 万 1 0 8 0 円
(15) 家財の財物損害		3 6 万円
(16) 本件和解仲介に関する弁護士費用		3 2 万 9 8 8 2 円
合計		1 4 2 7 万 5 9 6 2 円